

野洲市総合計画外部評価委員会要綱

平成 24 年 9 月 20 日
告示第 147 号

(設置)

第 1 条 野洲市総合計画の進捗状況に関し、市民等の外部の視点から評価を行うことにより、評価制度の透明性と評価内容の客観性を確保するとともに、総合計画の効果的かつ効率的な進捗を図ることを目的に、野洲市総合計画外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 野洲市総合計画の進捗管理について、外部の視点から評価を行うこと。
- (2) 野洲市総合計画の推進に必要な事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、第 2 条に規定する所掌事項を効率的に処理するため、委員に分業を指示することができる。この場合において、委員は、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成24年9月20日から施行する。